

法第6条の3第1項ただし書きの規定によるルート2の審査の開始について

法第6条の3第1項のただし書きの規定による「特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるもの」の審査（ルート2の審査）を平成27年6月1日以降にお引受けさせていただいたものから審査を開始することと致しましたのでお知らせいたします。

これに係る確認申請については、指定構造計算適合性判定機関などによる構造計算適合性判定は不要となります。

なお、ルート2の審査を行うため従前の確認審査手数料に加え、当該審査手数料が必要となりますのでご留意下さい。

審査手数料については、当面の間、別途見積りの上算定をいたしますので、担当者にご相談をお願いいたします。

また、他の構造計算適合性判定機関で、許容応力度計算（ルート2）の適合性判定を受けた場合でも、判定がルート2の審査に係るもので当社に確認申請する場合は、建築基準法の規定により当社のルート2の審査を要することから、当該審査手数料が必要となりますのでご注意頂きますようお願い申し上げます。